

平成 26 年版

名古屋市
青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	1
II	経緯	1
III	施設のあらまし	
1	青少年交流プラザ（本館）	
①	施設概要	2
②	平面図	3
2	青少年宿泊センター（分館）	
①	施設概要	4
②	平面図	5
IV	平成 25 年度事業基本方針	
1	目標	6
2	事業推進の具体的な方向	6
V	平成 25 年度事業報告	
1	人につながる支援	8
2	地域・まちにつながる支援	11
3	地域・まちに働きかける支援	13
4	その他	15
V	平成 25 年度利用状況	
1	青少年交流プラザ(本館)	16
2	青少年宿泊センター(分館)	18
VI	参考資料	
1	名古屋市青少年交流プラザ条例	
2	名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則	

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

II 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画（なごや 子ども・子育てわくわくプラン）」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

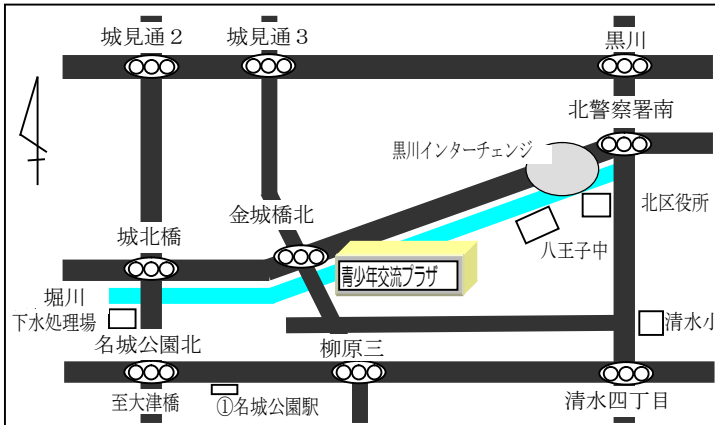
こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合（北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館）が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

さらに、平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。また、平成 26 年度からは分館を活用した事業も含め本館である「青少年交流プラザ」にも指定管理者制度を導入した。

Ⅲ 施設のあらまし

1 青少年交流プラザ（本館）

① 施設概要

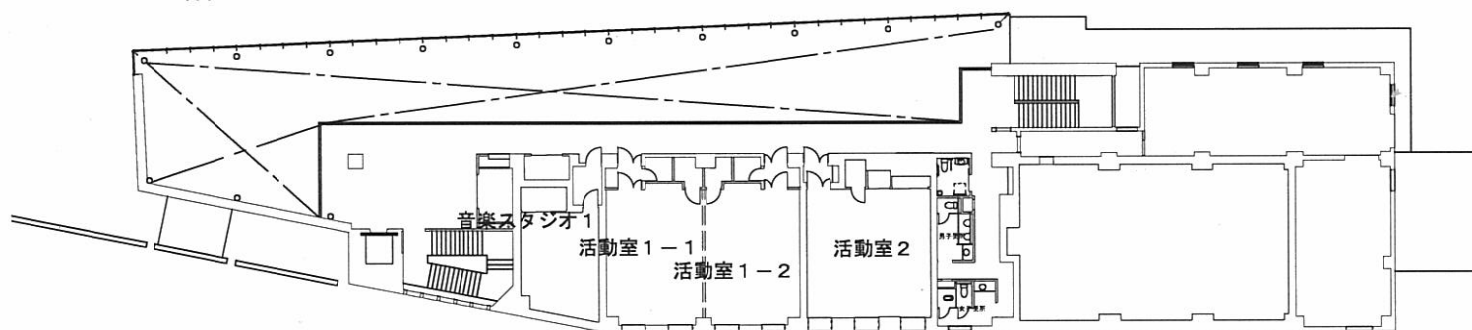
名称		名古屋市青少年交流プラザ（愛称：ユースクエア）				
所在地		〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目6番8号				
電話・FAX番号		（052）991－8440・（052）991－8441				
メールアドレス		yousquare758@zm.commufa.jp				
ホームページ		www.yousquare.city.nagoya.jp/				
開館年月日		平成19年7月7日				
開館時間		9：00～21：30（有料施設の利用は9：30～21：30）				
休館日		毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その週の最初の平日、小中学校の夏休み期間は臨時開館あり） 12月29日～翌年1月3日				
建物の構造		鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建				
敷地面積		2,912. 17㎡				
建物延面積		2,294. 97㎡				
総工費		873, 434千円				
施設内容 （部屋名・面積・定員）	部屋名		面積	定員	その他施設	
	1階	ミーティングルーム1		31.19㎡	16人	
		ミーティングルーム2		31.19㎡	16人	
		プレイルーム		169.81㎡	120人	更衣室・シャワー室
	2階	音楽スタジオ1		34.78㎡	10人	
		活動室1	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室2		65.68㎡	20人	更衣室
	3階	音楽スタジオ2		34.78㎡	10人	
		活動室3	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室4		65.68㎡	20人	更衣室
その他の施設		1階 オープンスペース		なごや若者サポートステーション イベント・情報・ユースサポーターステーション		
		駐車場		31台（身障者用1台含む）		
付属設備		プレイルーム	舞台・照明・音響設備一式、ピアノ、キーボード等			
		音楽スタジオ	ドラムセット、アンプ、キーボード、マイク等			
付近図						

2 平面図

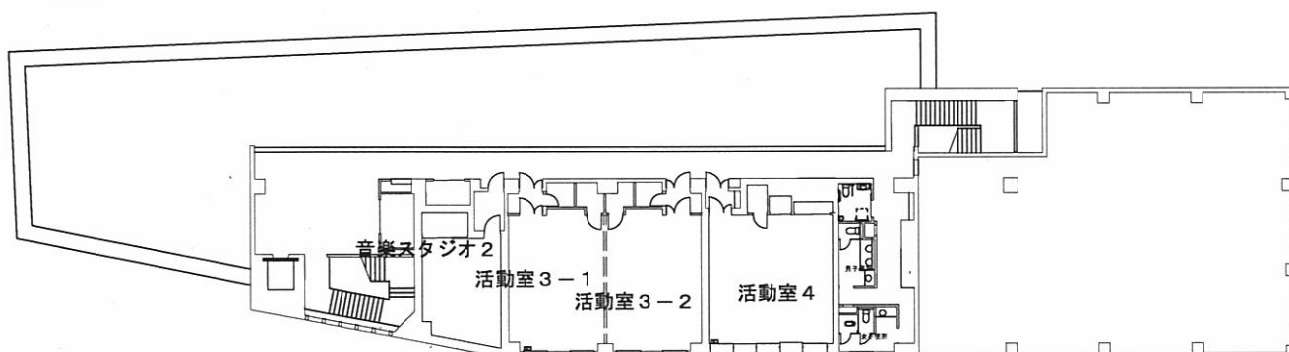
1 階



2 階

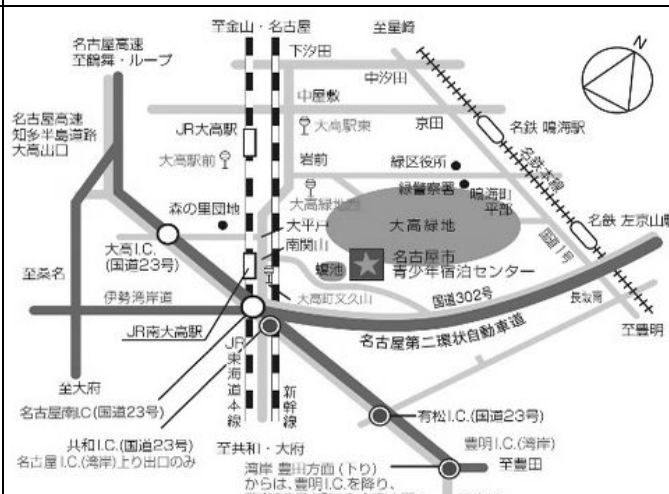


3 階



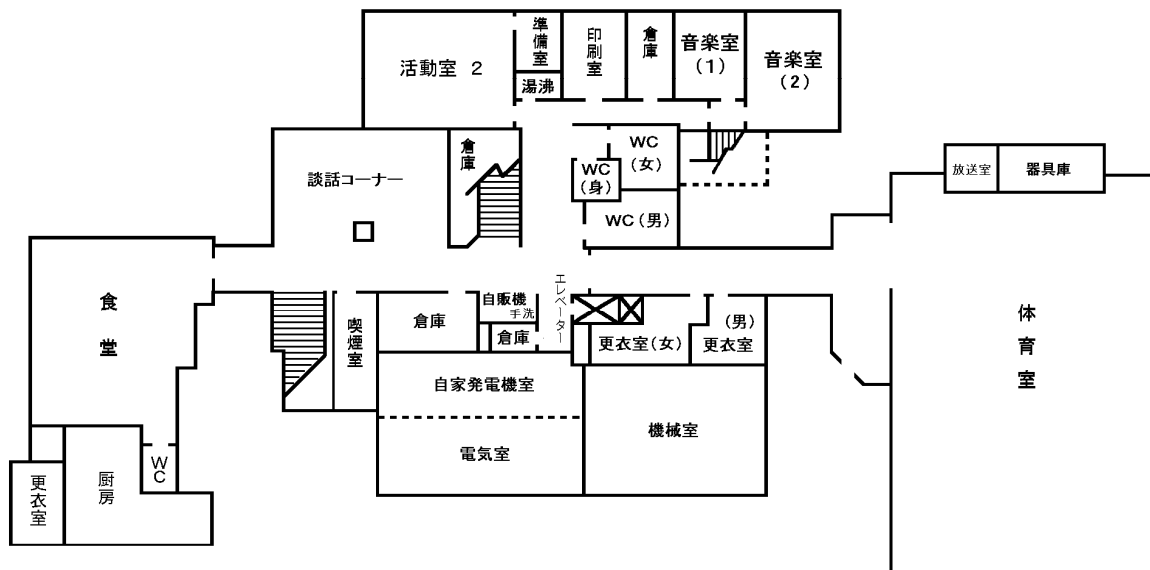
2 青少年宿泊センター

① 施設概要

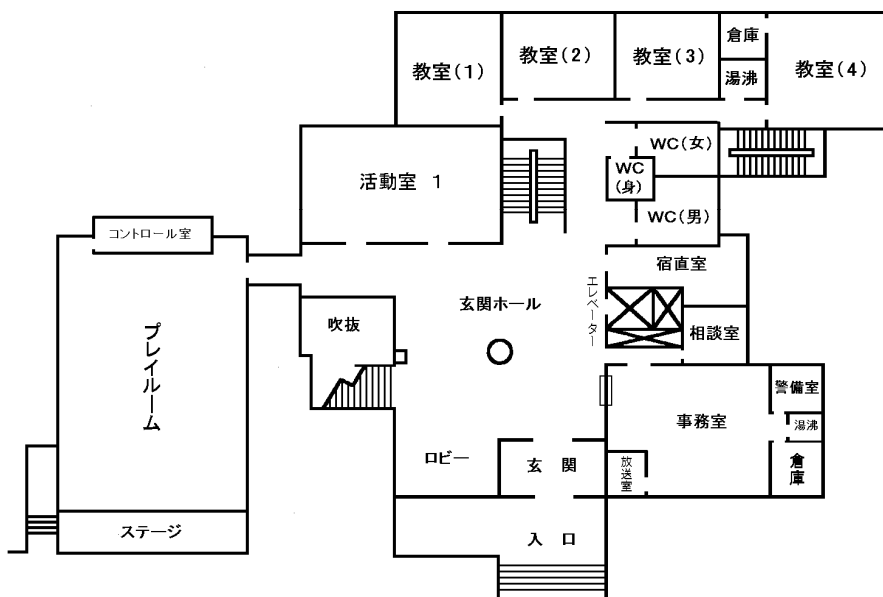
名称	青少年宿泊センター								
所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字蝮池 4 番地の 6								
電話・FAX番号	(052) 624-4401・(052) 624-4403								
メールアドレス	shukusen@mc.ccnw.ne.jp								
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/shukusen/								
開館年月日	平成21年4月1日（宿泊青年の家としては、昭和58年6月5日）								
開館時間	9：00～21：00 ただし、宿泊室利用は16：30～翌日の9：00								
休館日	月曜日（休日は除く）、休日の翌日（土・日・休日は除く）、 12月29日～翌年1月3日 ※原則として小中学校の夏休み、冬休み（12月29日～翌年1月3日は除く）、春休みは無休で開館								
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建								
敷地面積	5,301.23㎡								
建物延面積	3,430.07㎡								
総工費	971,986千円								
施設内容（部屋名・面積・定員）	階	部屋名	面積	定員	階	部屋名	面積	定員	
	1階	活動室 2	70.38㎡	30人	3階	大浴場	51.06㎡		
		音楽室 1	26.87㎡	12人		小浴場	29.64㎡		
		音楽室 2	38.47㎡	15人		301(洋室)	41.53㎡	6人	
		談話コーナー	72.77㎡				302(洋室)	26.61㎡	6人
		図書資料室	21.69㎡				303(洋室)	26.61㎡	6人
		印刷室	16.82㎡				304(和室)	12.5畳	6人
		更衣室（2室）	44.08㎡				305(和室)	12.5畳	6人
		体育室	567.25㎡	500人			306(和室)	42畳	20人
		食堂	86.32㎡	60人	401(和室)	6畳	3人		
	2階	教室 1	37.73㎡	24人		4階	402（〃）	6畳	3人
		教室 2	26.61㎡	14人			403（〃）	12.5畳	6人
		教室 3	26.61㎡	14人			404（〃）	12.5畳	6人
教室 4		52.56㎡	36人	405（〃）			12.5畳	6人	
活動室 1		80.19㎡	30人	406（〃）			12.5畳	6人	
プレイルーム		187.20㎡	120人	407（〃）			21畳	10人	
相談室		13.14㎡		408.9（〃）			42畳	20人	
玄関・ロビー等		337.59㎡		410（〃）	21畳		10人		
駐車場				30台（身障者用1台含む）					
付属設備		グランドピアノ、アップライトピアノ							
付近図								最寄り駅 JR「南大高」駅	

名古屋市青少年宿泊センター平面図

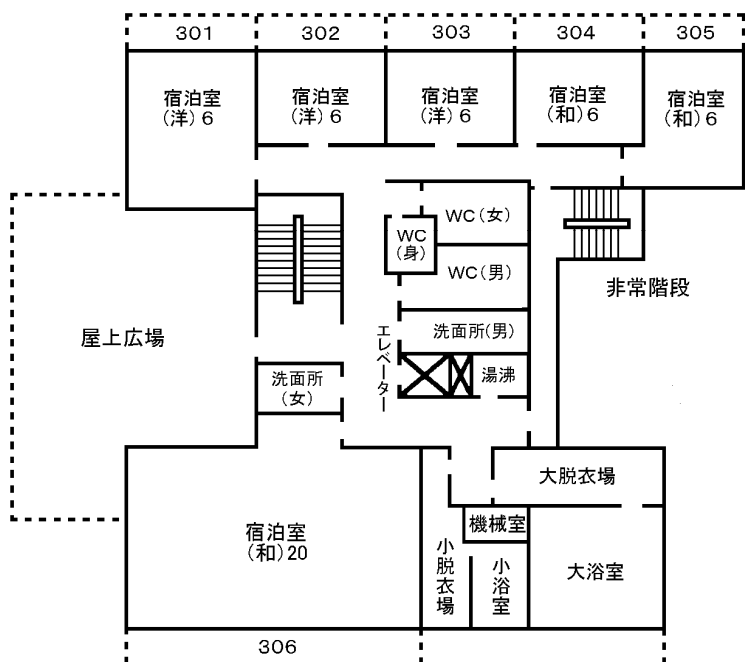
1 F



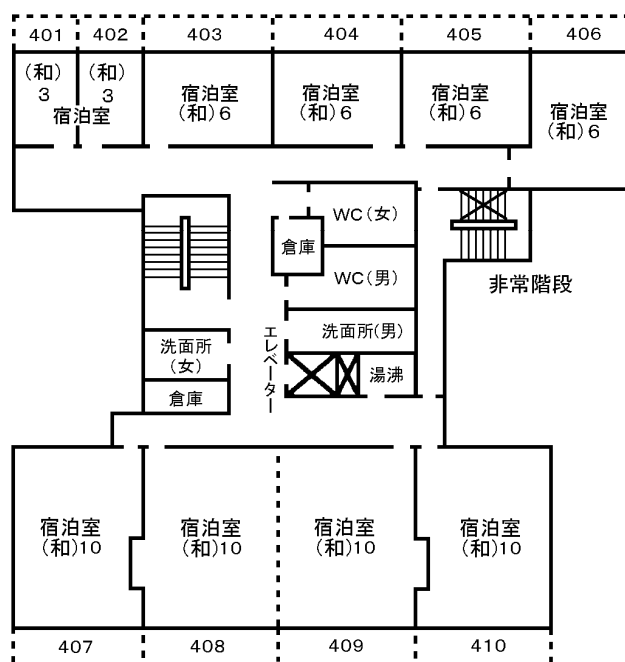
2 F



3 F



4 F



IV 平成25年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加、世代間交流等の多様な体験・交流を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・まちに働きかける支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目：人につながる支援

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① 青少年の居場所づくり

青少年が気軽に立ち寄り安全に安心して過ごすことができるよう、居場所としての環境整備等を行う。

児童館における「中高生居場所づくり事業」等との連携を図る。

② 人につながるワークショップ

個々の青少年が自己を認め大切にし、他者とのかかわりの中で自信を持って生きていくことができるよう支援する。

青少年が自己や他者を理解したり、コミュニケーション力をつけたりして、人とつながる素地を作るための支援をする。

③ 若年者自立支援事業

若者が就労に必要な能力を身につけることを支援する。

青少年が他者と関わりながら様々な体験や活動をすることで、自立することを支援する。

(2) 二層目：地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① 青少年育成サポーターの養成

プラザが実施する事業に関わる中で、地域やまちにつながり、地域やまちの取り組みに貢献する青少年育成サポーターを養成する。

② プラザ事業への参加・参画事業

青少年の社会参加体験活動や青少年相互の交流、青少年と他の世代との交流などのプラザ事業を、青少年が主体的に企画運営することを通して、地域やまちとつながりながら参加・参画できる機会を提供する。

③ 地域活動への参加・参画事業

青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の事業や取り組みに関わり、参加・

参画することで、他世代との交流を図り、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(3) 三層目：地域・まちに働きかける支援

青少年が主体的に参画したり、地域やまちに対する意見を表明したりすることを支援する。

① 課題発見・参画ワークショップ

青少年が地域やまちの一員として、よりよい社会形成に向けた課題解決や提案をするなど主体的な参画を促す。

② 青少年の自主活動推進事業

青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(4) その他

① 広報・情報事業

青少年交流プラザの情報や青少年の活動の様子を発信する。

青少年に関する情報を収集・提供し相談に応じる。

プラザの事業を展開する上で必要となる青少年の課題やニーズ等を把握する。

② 各種団体・施設等との連携

青少年への三層支援において、児童館を始めとした各種施設や団体等と連携・協働する。

青少年育成に関する研修会を企画、実施する。

V 平成25年度事業報告

1 人につながる支援 【一層目】

(1) 青少年の居場所づくり

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
居場所の環境整備	通年	オープンスペースの環境整備等	—	—	—	—
出会い、ふれあい in 宿セン (☆)	10月2日(水) 10月9日(水) 10月16日(水) 10月23日(水) 10月30日(水)	各種スポーツ・ダンスができる施設の開放による中高生をはじめとする青少年の交流 〔分館を活用〕	5		18	
フライデースポーツ 広場 with ユースクエア	11月1日(金) 11月8日(金) 11月15日(金) 11月22日(金) 11月29日(金)	フットサル・卓球などのスポーツを通じた仲間づくりの支援 〔中スポーツセンターを活用〕	5	12		156
計			10	12	18	156

(2) 人につながるワークショップ事業

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
自分も相手も大切にしながら自分の思いを伝えてみよう	6月1日(土) 6月29日(土) 7月20日(土)	アサーティブコミュニケーションというスキルを身につけるワークショップの実施	3		64	
若者が出会うスイーツづくりプロジェクト	11月17日(日) 11月23日(土) 11月30日(土) 12月1日(日)	12月1日のスイートサミットで市民に提供する、東北の復興支援スイーツづくりを通して新しい仲間づくりを支援	8		67	
自分を大好きになる 小さなヒント	1月25日(土)	思いや考えを伝えあい、自己肯定感を高めるワークショップの実施	1		12	
計			12		143	

(3) 若年者自立支援事業（なごサポ等と連携した若者の就労支援）

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
精神科医相談	毎月第4木曜日	精神科医による個別相談	12			15
臨床心理士相談	毎週（水）（金） （原則）	臨床心理士による個別相談	92			255
青少年宿泊センター における相談（☆）	毎週（木）（原則）	キャリアコンサルタントによる個別相談	46			123
保護者勉強会	5月18日(土) 7月13日(土) 9月21日(土) 11月16日(土) 1月18日(土) 3月10日(土)	保護者を対象としたセミナー、ワークショップ等	6			150
就労支援セミナー	6月～2月 全6クール (1クール4回)	グループワークを主とした就労意欲向上が目的の就労支援セミナーの実施	24			123
職業人セミナー「おしごとトーク café」	6月15日(土) 10月19日(土) 12月21日(土) 2月15日(土)	職業人をゲストに迎え、職業・社会人生活についての話し合いを実施	4		74	
ライフスキル向上 キャンプ (☆)	6月20日(木) ～21日(金) 〔1泊2日〕	青少年宿泊センターにて、自立に必要な生活技術や知識を身につける講座を実施	1		9	
プロジェクト 遂行型キャンプ (☆)	9月12日(木) ～13日(金) 〔1泊2日〕	青少年宿泊センターにて、北区区民まつりでのブース企画や演習を実施	1		6	
就労フィニッシング キャンプ（☆）	12月19日(木) ～20日(金) 〔1泊2日〕	青少年宿泊センターにて、新入社員研修の模擬体験を実施	1		5	

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
ジブンノミライ研究所 (☆)	2月25日(火) ～26日(水) [1泊2日]	青少年宿泊センターにて、高校生・大学生を対象に自立に向けてのワークショップを実施	1		5	
若年者地域社会交流 「まるはち夏まつり」	8月6日(火)	青少年が青少年相互や地域社会と交流することによって自立を促す。	1	11		
若年者地域社会交流 「北区区民まつり」	10月20日(日)	北区役所にて区民まつりでバザーを企画・運営し、地域の人との交流を通して自立を図る。	1	7		500
U-20！おとな体験 メッセ	8月19日(月)	職業興味診断や生活力診断のあと、さまざまな体験をするワークショップを実施	1		56	
わくわく体験 みんなでチャレンジ (☆)	5月26日(日) 6月9日(日) 6月30日(日) 7月14日(日) ～15日(月) [1泊2日]	自然体験、創作活動、生活体験などを通じて青年と参加者の世代間交流を実施	4	39	94	
オリジナルクリア キャンドルを作ろう (☆)	12月14日(土)	手作りのオリジナルクリアキャンドルを作成 [本館との共催事業]	1		21	9
おしごと考えメッセ	3月10日(金)	職業興味診断のあと、さまざまな仕事体験をするワークショップを実施	1		170	
アシスタントスタッフ体験事業	年間	自立に向けた活動や働く機会の提供	12		71	
計			209	57	511	1,175

2 地域・まちにつながる支援 【二層目】

(1) 青少年による支援者（サポーター）養成

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
ボランティア相談会	4月19日(金) 4月20日(土) 4月21日(日)	ボランティア活動についての個別相談会	3		7	
ボランティアセミナーⅠ	5月25日(土)	人権についての講演・ワークショップとボランティア活動についての体験発表・交流を実施	1	1	14	
ボランティアセミナーⅡ	9月7日(土)	子どもの人権への配慮とバルーンアートの技術を身につけるための実習	1	3	14	
ボランティアセミナーⅢ	11月9日(土)	インターネットにまつわる人権問題についての学習とMC・音響の実習	1	1	17	
ボランティアセミナー4	1月25日(日)	差別や偏見についての人権問題について学習とバルーンアートの実技講習	1		10	
ボランティアセミナー5	3月15日(土)	「『福島で生きている』こと！～被災地の子どもの人権を考える～」と題した特別講演会を実施	1		124	
目指せ、マジシャン！！ (☆)	9月8日(日) 9月23日(月) (16日(月))は暴風警報のため中止	初歩的なマジックの技術を身につけ、発表会を実施	2	12	13	
もしもの時こそ助け合い (☆)	10月5日(土) ～6日(日) [1泊2日]	災害発生時を想定した避難活動・避難所での生活の模擬体験活動を実施	1	4	20	
目指せ、マジシャン！！まるフェスでマジックボランティア (☆)	2月16日(日) 3月8日(土) ※3月16日(日)まるフェス	初歩的なマジックの技術を身につけ発表会を実施 ※人数はまるフェスでカウントするため掲載せず	2 1	4	14 —	 —
計			14	25	233	0

(2) プラザ事業への参加・参画事業

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
ユースクエア企画委員会	毎月第2・4水曜日(原則)	プラザの事業など企画・運営する企画委員会の実施	24	244	33	8
名城公園チューリップまつり	4月14日(日)	柳原通商店街との連携イベントの実施	1	3		300
まるはち夏まつり	8月6日(火)	企画委員会と9青少年団体が子ども達の楽しめる体験ブースを企画・運営	1	67		350
柳原通商店街夏まつりへの参加事業	8月6日(火)	柳原通商店街の夏まつりへの参加	1	8		800
北区区民まつり	10月20日(日)	八王子会場において、ユースクエアブース(子ども体験)を企画運営予定(※雨天中止)	—	—	—	—
届け若者のスイートな思い みんなとつながれ スイートサミット	12月1日(日)	テレビ塔前もちのき広場にて、東日本大震災復興支援に向け、作成したスイーツを来場者に配る等のイベントを実施	1	40	10	450
届け若者のスイートな思い みんなとつながれ スイートサミット(交流会)	12月11日(水)	スイートサミットに関わった青少年による活動の振り返り等の自由な話し合い・交流	1	11	9	1
柳原通商店街冬まつりへの参加事業	12月15日(日)	柳原通商店街の冬まつりへの参加	1	10		300
まるごとフェスティバル (青年対象)	3月15日(土)	企画委員を中心に青少年育成サポーターなど様々な活動をしてきた青年たちの発表、交流	1	27	193	150
まるごとフェスティバル (子どもの体験活動)	3月16日(日)	子ども対象の体験活動を行っているサポーターや団体の体験活動の実施	1	99	4	315
計			32	509	249	2,624

(3) 地域活動への参加・参画事業

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
地域活動への参加・参画事業	4月～3月	地域からの依頼を受けた青少年によるステージ発表、司会、子どもの体験活動等の実施 ＜活動実績＞ ・青少年夢色ステージ ・大曾根七夕まつり ・ファミリーデーなごや ・生涯学習センターまつり など	30	478		19,649

3 地域・まちに働きかける支援 【三層目】

(1) 課題発見・参画ワークショップ

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
起業セミナー (☆)	6月8日(土) 6月22日(土) 7月6日(土)	起業のノウハウについて講師によるセミナーを実施	3	16	55	
なごやに広がれ！ 届け、若者の力	6月23日(日)	ボランティアの活動発表会と参加者との意見交換会を実施	1	12		52
Nagoya Sweet Project	9月21日(土) 9月28日(土) 10月5日(土) 10月12日(土) 10月26日(土) 11月17日(日) 11月23日(土) 11月30日(土)	「人につながるワークショップ」の企画運営を通して、地域・社会への関心を高める活動の実施	12	67	52	
若者プロデュース、 これが名古屋の若 者イベント	2月1日(土) 2月15日(土) 3月1日(土)	青少年のためのイベントについて話し合い、提案し、その実現に向けての活動を実施	3		40	
計			19	294		242

(2) 自主活動推進事業

事業名	実施日・期間	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
われらわいわい体験隊	8月3日(土) 8月11日(日) 8月31日(土) 9月14日(土) ～15日(日) 〔1泊2日〕	野外炊事・火おこし・クラフト体験を実施	4	46	70	
夏の子キャンプ	8月23日(金)	デイキャンプを実施	1	14	30	
新たな仲間とナゾときアドベンチャー (☆)	10月19日(土)	ゲームやクイズ、ウォークラリーを実施	1	35	32	
ダンスパフォーマンス	11月2日(土) 11月9日(土) 11月16日(土) 11月30日(土) 12月7日(土)	ダンスの体験活動を通じた交流事業の実施	5	35	38	
大高緑地にかくされた秘宝をさがせ (☆)	11月10日(日)	レクリエーションゲームや野外炊飯の実施	1	16	30	
ダブルダッチチャレンジ (☆)	11月10日(日)	ダブルダッチの体験活動を通じた交流事業の実施	1	48	31	
ハッピーライフコミュニケーション	12月22日(日) 1月18日(土)	コミュニケーションワークショップの実施	2	8	17	
ピースを創ろう	1月11日(土)	平和について、絵や折り紙を用いて表現する活動を通して考え、意識を高める活動	1	6	16	3
ユースフェスティバル	2月11日(火) 2月23日(日)	北文化小劇場、ユースクエアにて青少年団体による成果発表会を実施	2	24	234	150
計			18	232	498	153

4 その他

各種団体・施設等との連携

事業名	実施日・期間	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般参加者
児童館における中高生の居場所づくり研修会	3月11日(火)	児童館における中高生の居場所づくりに携わる児童館職員、スタッフ等に対し、研修会を実施	1			19

注：☆は分館を活用した事業

VI 平成25年度利用状況

1 青少年交流プラザ（本館）

(1) 開所日数 309日

(2) 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	8,142	79.7%	69,185	81.2%	69.7%
一般	1,347	13.2%	8,870	10.4%	
主催事業等	723	7.1%	7,116	8.4%	
合計	10,212	100.0%	85,171	100.0%	

(3) オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	—	—	45,749	—	—

(4) 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	2,046	20.0%	16,804	19.7%	61.0%
午後	2,665	26.1%	23,611	27.7%	67.2%
夕方	2,674	26.2%	22,401	26.3%	67.4%
夜間	2,827	27.7%	22,355	26.2%	84.0%
合計	10,212	100.0%	85,171	100.0%	69.7%

(5) 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	5,709	55.9%	39,763	46.7%	62.5%
土曜日	1,951	19.1%	18,943	22.2%	83.0%
日曜日	2,010	19.7%	21,277	25.0%	81.7%
祝日	542	5.3%	5,188	6.1%	80.7%
合計	10,212	100.0%	85,171	100.0%	69.7%

(6) 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室1・3	3,634	35.6%	23,765	27.9%	74.4%
活動室2・4	1,703	16.7%	13,169	15.5%	69.7%
ミーティングルーム1・2	1,435	14.1%	11,786	13.8%	58.8%
プレイルーム	965	9.4%	27,684	32.5%	79.0%
音楽スタジオ1・2	2,475	24.2%	8,767	10.3%	67.6%
合計	10,212	100.0%	85,171	100.0%	69.7%

(7) 青少年団体登録状況

(単位：団体)

種類		青年団体	少年団体	青少年団体	合計
音楽	バンド	78		5	83
	吹奏楽	10		3	13
	合唱	12		3	15
	管弦楽	1	1	1	3
	太鼓	13		5	18
	ギター	1			1
	その他	9		1	10
ダンス		73	4	16	93
演劇		111	1	7	119
国際交流		1	1		2
手話		1			1
話し方					0
キャンプカウンセラー		2			2
ヨガ		1			1
福祉		4		2	6
その他		14		5	19
合計		331	7	48	386

(8) 青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	252

(9) 月別利用状況

① 部屋利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数	日	25	27	26	26	28	25	27	26	24	24	24	27	309
青少年	件	592	749	699	675	770	662	694	660	605	615	657	764	8,142
	人	5,105	6,566	5,817	5,305	6,693	5,447	6,701	5,665	5,214	4,602	4,991	7,079	69,185
一般	件	140	118	131	110	93	92	126	118	123	100	90	106	1,347
	人	1,130	860	774	654	500	500	895	719	870	678	616	674	8,870
主催事業等	件	34	47	73	59	32	58	56	69	55	87	96	57	723
	人	238	392	751	597	286	512	441	749	500	844	1,367	439	7,116
合計	件	766	914	903	844	895	812	876	847	783	802	843	927	10,212
	人	6,473	7,818	7,342	6,556	7,479	6,459	8,037	7,133	6,584	6,124	6,974	8,192	85,171
利用率	%	63.8%	70.5%	72.4%	67.6%	71.7%	67.7%	67.6%	67.9%	68.0%	69.6%	73.2%	76.5%	69.7%

② オープンスペース利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者	人	3,054	3,577	3,826	3,651	4,484	3,213	4,527	4,137	3,482	3,752	4,290	3,756	45,749

2 青少年宿泊センター（分館）

（１） 宿泊使用

① 利用率等

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
316	214	1,767	67.7%	37.3%

* 宿泊率=宿泊日数／開館日数 (%)

* 利用率=宿泊室数／開館日数×15室 (%)

② 宿泊団体数

1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計	延べ数(件数)
328	72	13	4	417	527

③ 世代別宿泊人数

区 分		宿泊人数		比率(%)
青少年	就学前	691	9, 557	82. 2%
	小学生	2, 425		
	中学生	763		
	高校生	1, 531		
	～ 2 9 歳	4, 147		
一 般		2, 070		17. 8%
合 計		11, 627		100%

（２） 宿泊団体種別状況

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	13	497
少年団体	130	3,368
青年団体	80	1,289
中学・高校等	96	2,045
短大・大学等	85	2,378
一般・事業所	70	1,409
家族・その他	53	641
合 計	527	11,627

（３） 宿泊団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	115	2,567
音楽・合唱	64	1,417
演劇・ダンス	35	1,032
学習・研修	176	4,095
保育・子育て	16	571
学童・子ども会等	24	488
親睦・その他	97	1,457
合 計	527	11,627

(4) 研修室使用

区 分		件数	利用人数	比率(%)	
宿泊使用	青少年団体	1,887	46,485	60.8%	66.4%
	一般団体	246	4,286	5.6%	
	小計	2,133	50,771		
日帰り使用	青少年団体	975	13,873	18.2%	33.6%
	一般団体	1,077	11,775	15.4%	
	小計	2,052	25,648		
合 計	青少年団体	2,862	60,358	79.0%	100%
	一般団体	1,323	16,061	21.0%	
	合計	4,185	76,419		

(5) 研修室別利用内容

区 分	件数	利用人数			利用率(%)
		青少年団体	一般団体	合計	
教室1	303	3,815	981	4,796	32.0%
教室2	361	2,919	884	3,803	38.1%
教室3	299	2,477	1,009	3,486	31.5%
教室4	427	5,960	818	6,778	45.0%
プレイルーム	522	13,651	3,173	16,824	55.1%
活動室1	549	6,486	3,001	9,487	57.9%
活動室2	321	4,640	793	5,433	33.9%
音楽室1	300	2,119	504	2,623	31.6%
音楽室2	238	2,008	828	2,836	25.1%
体育室	767	13,826	3,845	17,671	80.9%
和室	3	101	0	101	
野外炊飯施設	95	2,356	225	2,581	
合計	4,185	60,358	16,061	76,419	43.1%

*利用率=件数／開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室・野外施設利用を除く

(6) 研修室利用時間区分別

区 分	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	919	21,144	1,020	21,904	923	17,310	2,862	60,358
一般団体	441	5,748	501	5,873	381	4,440	1,323	16,061
合計	1,360	26,892	1,521	27,777	1,304	21,750	4,185	76,419

○名古屋市青少年交流プラザ条例

平成18年12月27日

条例第80号

改正 平成20年条例第42号

平成21年条例第66号

平成25年条例第25号

(設置)

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝸池4番地の6

(事業)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進
- (2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援
- (3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進
- (4) 青少年の自立支援に関する事業
- (5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談
- (6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携
- (7) 青少年に関する調査研究
- (8) プラザの施設の供用
- (9) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 プラザの別表第1に掲げる施設（以下「プラザの施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、プラザの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定

に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 プラザの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、プラザの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条に規定する事業（分館の指定管理者にあつては、同条第8号に規定するものに限る。）の実施に関すること。

(2) プラザの施設の使用の許可に関すること。

(3) プラザの施設の使用料の徴収に関すること。

(4) プラザの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行)

2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市青年の家条例の廃止）

3 名古屋市青年の家条例（昭和45年名古屋市条例第32号）は、廃止する。

（名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請し、受理された者とみなす。

5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者とみなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。

6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である者の任期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成21年条例第66号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条及び別表第2の改正規定は平成25年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1

1 プラザ（分館を除く。）の施設の使用

使用区分	使用料の額
------	-------

			3時間	6時間	9時間	1日
プレイルーム			2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6,900円 (13,800円)	9,200円 (18,400円)
活動室A	区画しない場合		1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4,500円 (9,000円)	6,000円 (12,000円)
	区画する場合	第1室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
		第2室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B			900円 (1,800円)	1,800円 (3,600円)	2,700円 (5,400円)	3,600円 (7,200円)
ミーティングルーム			400円 (800円)	800円 (1,600円)	1,200円 (2,400円)	1,600円 (3,200円)
音楽スタジオ			2時間 300円 (700円)			
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。						
(1) 3時間						
ア 9時30分から12時30分まで						
イ 12時30分から15時30分まで						
ウ 15時30分から18時30分まで						
エ 18時30分から21時30分まで						
(2) 6時間						
ア 9時30分から15時30分まで						
イ 12時30分から18時30分まで						
ウ 15時30分から21時30分まで						
(3) 9時間						
ア 9時30分から18時30分まで						
イ 12時30分から21時30分まで						
(4) 1日 9時30分から21時30分まで						
2 () 内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。						
3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。						

2 分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用

使用区分	使用料の額
------	-------

		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
体育 室	スポーツ又は レクリエーシ ョンに使用す る場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
プレイルーム		5,200円 (2,700円)	5,200円 (2,700円)	10,400円 (5,400円)	7,000円 (3,600円)	12,200円 (6,300円)	17,400円 (9,000 円)
第1活動室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
第2活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,400円	4,200円	6,000円
音楽 室	第1音楽室	900円	900円	1,800円	1,300円	2,200円	3,100円
	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
教室	第1教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第2教室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3教室						

	(1室につき)						
第4教室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 () 内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他 の施設（市長が必 要と認めるものに 限る。）	15歳以上30歳未満の者（中学校又はこれ に準ずる学校に在学する者を除く。）	1人1泊	600円
	30歳以上の者	1人1泊	1,900円

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる
学校に在学する者は、無料とする。
- 2 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時まで
とする。

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1日1回	回数券
駐車場（1台につき）	300円	11回分 3,000円
		25回分 5,000円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

○名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則

平成19年4月25日

規則第85号

改正 平成20年規則第112号

平成21年規則第4号

平成21年規則第72号

平成22年規則第37号

平成24年規則第74号

平成24年規則第95号

平成25年規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により、指定管理者に、別表第1に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(分館の施設の宿泊使用)

第2条の2 名古屋市青少年宿泊センター（以下「分館」という。）の施設を宿泊使用することができる者は、5人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前9時から午後9時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、午後9時以後に入館し、又は午前9時以前に退館することができる。

3 別表第1分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第1号及び第2号に規定する休館日並びに12月29日の午前9時まで宿泊使用させることができる。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員

- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 使用責任者の住所及び氏名
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分		申請期間又は申請日
プレイルーム (分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発表のため に使用する場合	使用しようとする日（引き続き2日以上 使用しようとするときは、その最初 の日。以下この表において同じ。）の 属する月の前8月の初日以後
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少年の団 体を使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日以後
	3 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1 月の初日以後
分館の施設（宿 泊室及びその他 の施設（市長が 必要と認めるも のに限る。）（以 下「宿泊室等」 という。）に限 る。）	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共 催する行事であって、条例第1条第1項のプラザ の設置の目的のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の前 12月の初日から使用しようとする日 の1週間前まで
	2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に 規定する学校、同法第124条に規定する専修学 校若しくは同法第134条第1項に規定する各種 学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法 （昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定す る児童福祉施設が使用する場合	
	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前3 月の初日から使用しようとする日の1 週間前まで
その他の施設	4 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日から使用しようとする日の1 週間前まで
	1 青少年の団体が使用する場合（分館の施設を 使用する場合を除く。）	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日以後
	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1 月の初日以後

(使用期間)

第4条 プラザの施設の使用期間（同一人が同一施設を使用する場合に限る。）は、プレイルーム（分館を除く。）については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の名称及び使用料の額)

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(駐車場の使用)

第7条 駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

2 駐車場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(1) プラザ（分館を除く。） 午前8時45分から午後9時35分まで

(2) 分館 午前8時30分から午後9時15分まで

3 回数券の様式は、市長が定める。

(使用料の減免)

第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。 使用料の全額（宿泊使用の場合にあっては、使用料の5割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。））

(2) 第4号に掲げる手帳の交付を受けている者及びこれに同行する付添人（当該手帳の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）が宿泊使用するとき。 使用料の全額

(3) 青少年のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の引率者が宿泊使用するとき。 使用料の8割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。）

(4) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

(5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額

2 前項各号の規定（第4号を除く。）による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができな

き。

(2) 使用者が許可を受けた使用の日（2日以上連続して使用する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。）の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額

(2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の5割相当額（使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額）

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。

(4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者が行う行事に参加する者（以下「参加者」という。）の安全確保の措置を講ずること。

(2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるプラザの指定管理者の指定の申請は、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 プラザの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、プラザの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) プラザの管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) プラザの使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) プラザの使用状況

(3) プラザの管理経費等の収支状況

(4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会)

第21条 プラザの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確

保するため、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第22条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関する事その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第23条 選定委員会は、第25条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

2 選定委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第24条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

（指定管理者選定委員）

第25条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

2 選定委員は、青少年の育成、民間経営又は公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

（選定委員会の庶務）

第26条 選定委員会の庶務は、子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課において行う。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。

2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規

定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第74号）抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年7月1日から、第3条の改正規定、第26条から第28条までを削る改正規定、第29条の改正規定及び同条を第26条とする改正規定並びに第30条を第27条とする改正規定は平成26年4月1日から施行する。

別表第1

名称	開館時間	休館日
プラザ（分館を除く。）	午前9時から午後9時30分まで	1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	午前9時から午後9時まで	1 月曜日（祝日法による休日並びに名古屋市立の小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日（以下「小学校の休業日」という。）を除く。）。 2 祝日法による休日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに小学校の休業日を除く。）。 3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第2

1 プラザ（分館を除く。）の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

品目	単位	使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
16ミリ映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで

- 2 ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。

別記様式

名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名



次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
管 理 を 行 お う と す る 施 設		☐ プラザ(分館を除く。) ☐ 分館			
併 せ て 提 出 す る 書 類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()			
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。